



総

論

総論 I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 本市のこれまでの取り組み

本市は、平成 18 年 3 月に策定した「健康福祉北九州総合計画（健康づくり部門）」及び平成 21 年 3 月に策定した同計画改訂版に基づき、生涯を通じて市民一人ひとりが健康で生き生きと心豊かに満足して暮らすことができる「健康で元気なまちづくり」の実現に向け、様々な取り組みを進めてきました。

その後、国において「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」が平成 25 年度からスタートするのに合わせ、「みんなで元気、みんなが元気、健康モデル都市・北九州」をスローガンとする「北九州市健康づくり推進プラン」を平成 25 年 3 月に策定しました（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度）。

これまで、本市は、このプランに基づき、生活習慣病の予防及び重症化予防を目的とした健康知識の普及啓発やがん検診、特定健診及び歯科検診の実施や受診促進、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、身近な地域での市民主体の健康づくりを支える環境整備等に取り組んできました。

また、この間、自殺対策を更に強化するための「いのちとこころの支援センター」（平成 25 年 4 月）や更なる口腔保健施策の充実を図るための「口腔保健支援センター」（平成 26 年 6 月）、認知症支援、介護予防を総合的に推進するための「認知症支援・介護予防センター」（平成 28 年 4 月）の設置等を進めてきました。

(2) 国の動き

「健康日本 21（第二次）」においては、国民の健康の増進に関する基本的な方向として

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の整備の改善

を掲げ、平成 34 年までに達成すべき 64 の指標を定めて取り組みを進めています。

平成 26 年に制定された「健康医療戦略推進法」では、超高齢社会を迎える日本が、課題解決先進国として、新たな健康長寿社会の形成に資する産業創出などを通じて健康寿命をさらに延伸することが盛り込まれています。平成 27 年に設立された「日本健康会議」においても、経財界・医療関係団体・自治体・保険者のリーダー等民間が主導し、医療費

の適正化を図るため、予防・健康づくりの「見える化」と先進事例の「横展開」が強くすすめられており、健康寿命の延伸にむけた機運がますます高まっています。

その他にも「アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年 6 月）」が施行され、アルコール健康障害の予防から再発予防まで切れ目のない支援や飲酒運転等と関連した対策等が計画されています。平成 26 年には「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」、「国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針」が改正され、全ての保険者がデータヘルス計画を策定することが求められることとなりました。また、がん対策については「第 3 期がん対策推進計画（平成 29 年度～平成 34 年度）」において、引き続き予防を含めた総合的ながん対策を推進することとなっています。

(3) 本市の健康を取り巻く状況

国民生活基礎調査結果を基に、平成 26 年 5 月に厚生労働省研究班が発表した平成 22 年時点における健康寿命は、全国平均で男性が 70.42 歳、女性が 73.62 歳であるのに対し、北九州市では、男性が 68.46 歳、女性が 72.20 歳と男女ともに全国平均より約 2 歳短い状況にあります。また、平成 28 年度の本市国民健康保険の 1 人当たりの医療費は、政令指定都市の中でも 2 番目に高い状況であり、介護が必要となる高齢者も増加するなど、依然、様々な課題が残されています。

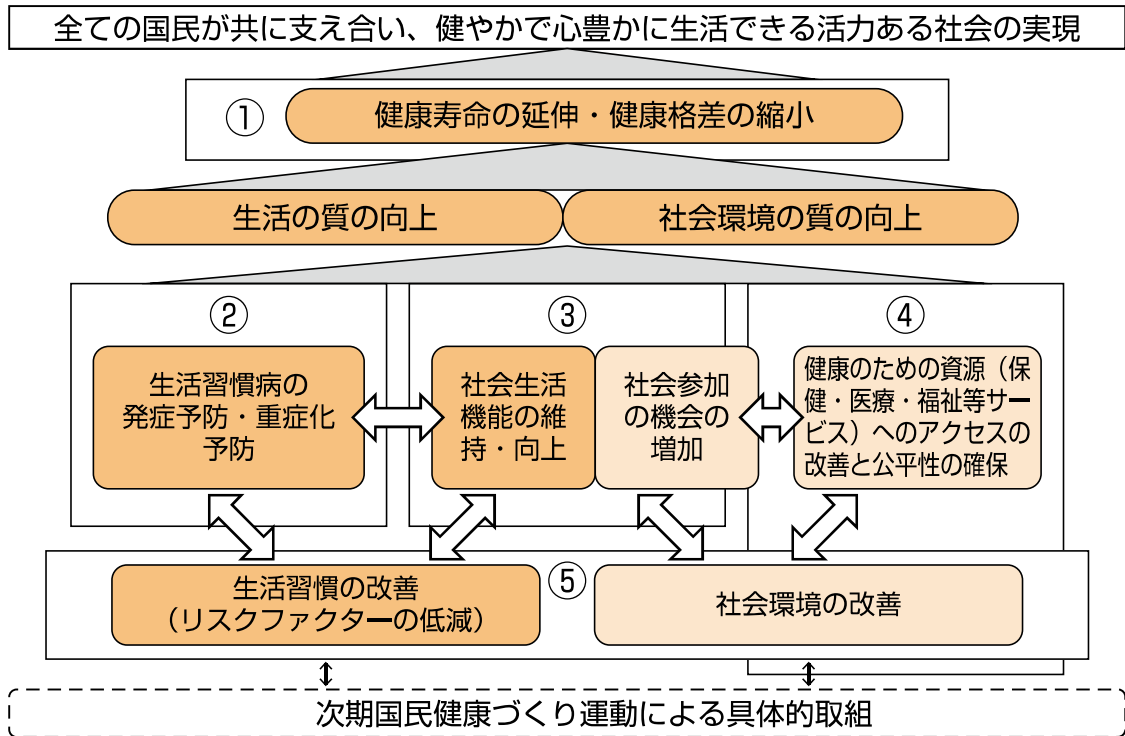
その要因として、塩分やアルコールの摂り過ぎ、野菜の摂取不足、ストレスや不安を抱えている方が多いことなどが考えられます。その結果、本市においては、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病有病者が多く、がんの年齢調整死亡率も他の政令指定都市と比較しても高い状況にあります。個人の生活習慣や疾病状況以外にも、健康に関する教育のあり方や、ハード面から取り組む健康なまちづくり、高齢者の就業等幅広く検討していく必要があります。

併せて、世代や職場、加入保険等の違いにより生じる健康格差や健康関心層と無関心層の二極化等が明らかになってきており、今後の健康づくり施策において解決すべき課題となっています。

このような状況の中、平成 25 年度からの「北九州市健康づくり推進プラン」が平成 29 年度でその計画期間を終了することから、これに続く、平成 30 年度からの「第二次北九州市健康づくり推進プラン」（以下「本プラン」という）を策定しました。

本プランは、上述の「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」の内容を踏まえ、「北九州市健康づくり推進プラン」の基本理念の骨子を引き継ぎながら、本市の現状や課題を踏まえた新たな視点、強化すべき点などを整理・反映させたものとなりました。

二十一世紀における第二次国民健康づくり運動 (健康日本 21 (第二次)) の概念図



※○数字は、健康日本 21 (第二次) が掲げる 5 つの基本的な方向

2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 「元気発進！北九州」プランの各分野別計画との連携

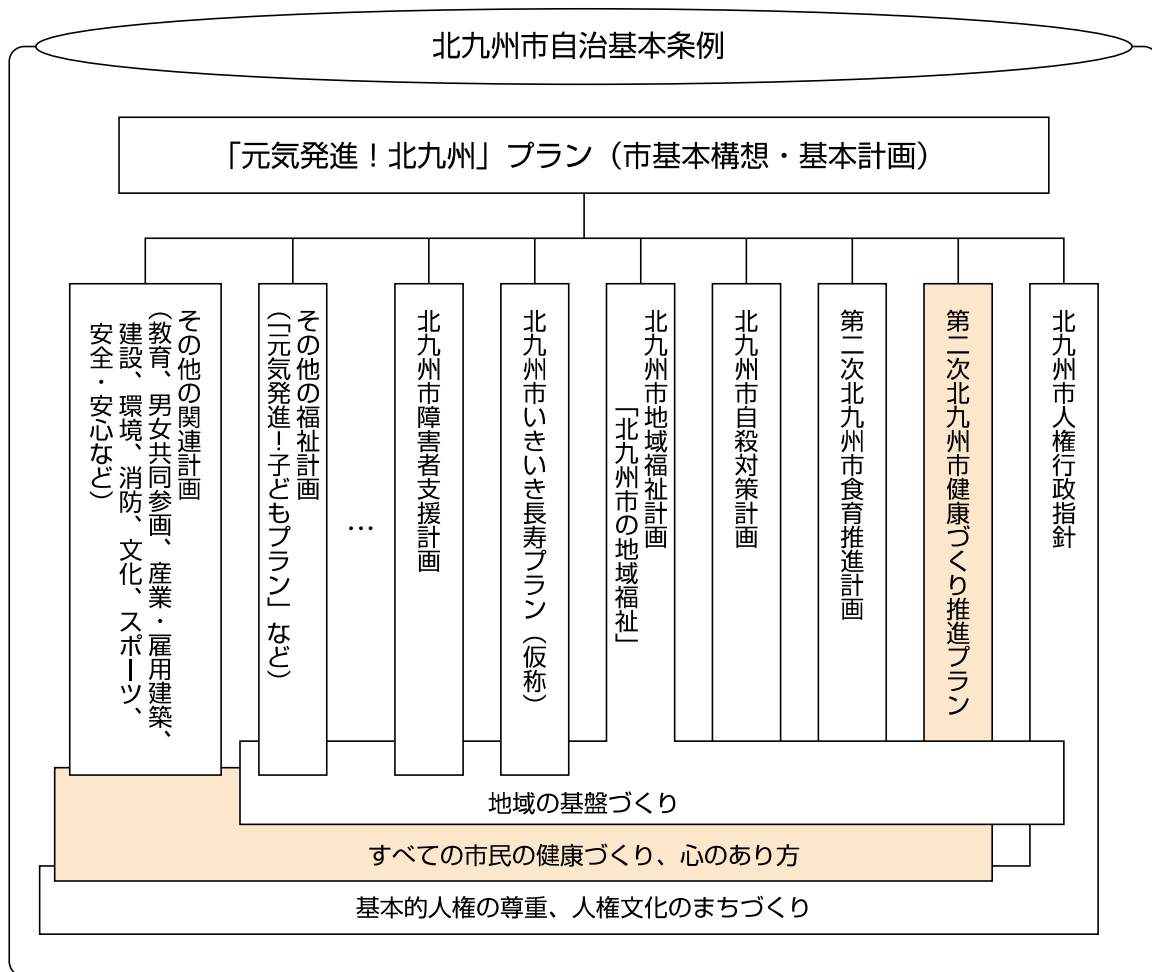
本市では、急速な少子高齢化や厳しさを増す社会経済情勢の中で、直面する様々な課題に対応し、誰もが安心して生活し、地域社会の一員として生き生きと活躍できる、活力と魅力あるまちを次世代に引き継ぐため、市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランを策定しています。

このプランに基づき、保健・医療・福祉をはじめ、教育、文化、スポーツ、産業・雇用、環境など、様々な分野別計画を策定して「まちづくり」を進めています。

本プランで目指す市民の「健康」は、単に病気でないということではなく、こころも体も健やかで、地域で人と人とのつながりを楽しみながら、心豊かにその人らしく生き生きとした生活を送ることのできる状態です。

そのため、本プランの推進にあたっては、市民の「健康」の実現に関わる様々な分野別計画と相互に連携を図ることが重要と考えています。

第二次北九州市健康づくり推進プランの位置づけ（各種計画との関係）



(2) 法定計画として策定

健康増進法第8条第2項では、市町村は、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」や県の「健康増進計画」を勘案して、市民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるように努めることとされており、本プランは、同法に規定する「市町村健康増進計画」として策定しました。

3. 計画の期間

本プランの期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

4. 計画の推進体制

健康づくりを取り巻く関連施策については、本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランに基づき、「保健福祉」「子育て」「教育」「文化」「スポーツ」「産業・雇用」「まちづくり」「安全・安心」などをテーマに、それぞれ分野別計画を策定して多種多様な取り組みを展開しています。

本プランの推進にあたっては、こうした分野別計画との相互連携を図っていくため、保健福祉局内はもとより、子ども家庭局、教育委員会、市民文化スポーツ局、産業経済局、建設局、環境局、総務局、財政局等と部局横断的に連携・協力し取り組んでいきます。

また、協会けんぽ等の医療保険者や企業、NPO・地域のボランティア、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福岡県、大学（研究機関）等、様々な関係機関との連携の充実・強化を図っていきます。